

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月12日
【会社名】	パナソニック ホールディングス株式会社
【英訳名】	Panasonic Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 楠見 雄規
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【電話番号】	大阪(06)6908-1121
【事務連絡者氏名】	経理部 部長 阿部 克己
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル)
【電話番号】	東京(03)3437-1121
【事務連絡者氏名】	経理部 エキスパート 石野 茂樹
【縦覧に供する場所】	パナソニック ホールディングス株式会社 (東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく報告）

（1）当該事象の発生年月日

2026年5月12日（取締役会決議日）

（2）当該事象の内容

関係会社株式売却益の計上

当社が保有する関係会社株式の一部売却に伴い、関係会社株式売却益を特別利益として計上いたしました。

関係会社貸倒引当金繰入額の計上

当社は、2026年3月期の個別決算において、関係会社貸付金について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額に対して関係会社貸倒引当金繰入額を特別損失として計上いたしました。

（3）当該事象の損益に与える影響額

関係会社株式売却益の計上

当該事象により、2026年3月期の個別決算において、関係会社株式売却益1,048億円を特別利益として計上いたしました。

関係会社貸倒引当金繰入額の計上

当該事象により、2026年3月期の個別決算において、関係会社貸倒引当金繰入額1,042億円を特別損失として計上いたしました。なお、当該関係会社貸倒引当金繰入額は、連結損益への影響はありません。

2．当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく報告）

（1）当該事象の発生年月日

2026年5月12日（取締役会決議日）

（2）当該事象の内容

当社グループは、2026年3月期に実施したグループ経営改革等を通じてグローバルでの人員数の適正化を図ったことにより、早期退職一時金費用をその他の損益として計上いたしました。

（3）当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、2026年3月期の連結決算において、早期退職一時金費用1,574億円をその他の損益として計上いたしました。

以上